

# 群馬県やま・さと応援隊活動調査実施要領

## 1 趣旨及び目的

中山間地域の農業・農村は、人々の生活を支え潤す多面的な機能を有しており、将来にわたり保全していく必要がある。

しかしながら、中山間地域は平坦地に比べて農業生産条件や生活条件が不利なことから、過疎化や高齢化が進展して農地等の荒廃が進み、多面的機能の保全を担ってきたこれら地域の機能低下が懸念されている。

そこで、若い視点や行動力、高い教養及び専門性を持つ県内の大学や短期大学等（以下、「大学等」という。）から企画提案を募集し、優れた提案をした大学等に「やま・さと応援隊」として業務委託し、中山間地域の活性化を図ることを目的として群馬県やま・さと応援隊活動調査（以下、「活動調査」という。）を実施する。

## 2 業務の対象

### (1) 対象地域

本事業の対象となる地域は、「山村振興法」、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」及び「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」の地域振興立法の3法指定地域のいずれかの地域が位置する市町村又はこれらの市町村と一体として事業推進することが効果的な地域とし、別表のとおりとする。

### (2) 受託者

県は、次の条件を全て満たす者と業務委託契約を結び、事業を実施する。

ア 群馬県内に通年常設しているキャンパスを有し、県が別途定める公募要領に基づき応募した大学等であること。

イ 大学等の指導教員と複数の学生で構成する「やま・さと応援隊」として、上記（1）の対象地域で活動調査を行うこと。

### (3) 業務内容

県が大学等に委託する活動調査の業務内容は、中山間地域の地域資源を再評価し、地域の活性化への道筋を示すための活動とし、次のいずれかに該当する活動を行うものとする。

ア 農業生産活動の継続に向けた地域資源の発掘や新たなメニューの提案

イ グリーン・ツーリズムや農泊など都市農村交流に向けた体験プログラムの提案

ウ その他、農業・農村の振興に資するメニューの提案

## 3 業務の実施方法

### (1) 受託者の公募

県は、別途公募要領を定め、大学等を公募する。

### (2) 受託者の選定

県は、審査要領を定め、優れた提案をした大学等の企画提案を採用する。

### (3) 契約

県は、予算の範囲内において、採用した大学等と契約を締結し、活動経費を支出する。

なお、支出金額は、原則として領収書などの根拠資料により確認を行い、支出が契約金額を下回る場合は、支出金額を上限として変更契約を締結するものとする。

(4) 業務期間

業務期間は原則として、県と大学等との契約締結日から契約締結年度の2月末日までとする。

(5) 業務の完了報告

大学等は、委託業務が完了したときは、別途定める方法により業務完了報告書を提出するものとする。

**4 推進指導等**

県は、活動調査の実施について、大学等に対する助言及び指導に努める。

**5 その他**

活動調査の実施については、この要領に定めるもののほか、農政課長が別途定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和8年3月23日から施行する。

群馬県やま・さと応援隊活動調査 対象地域

令和7年9月

地域	郡市	市町村	旧市町村	3法指定地域			市町村基金 地域	やま・さと応援隊 対象地域		
				山村 振興法	過疎法	特定 農山村法				
中部	北群馬郡	榛東村	榛東村	-	-	-	-	-		
		吉岡町	吉岡町	-	-	-	-	-		
		佐波郡	玉村町	玉村町	-	-	-	-	-	
	前橋市		前橋市	前橋市	-	-	-	-	-	
			富士見村	富士見村	-	-	-	-	-	
			大胡町	大胡町	-	-	-	-	-	
			宮城村	宮城村	-	-	-	-	-	
			粕川村	粕川村	-	-	-	-	-	
	伊勢崎市		伊勢崎市	伊勢崎市	-	-	-	-	-	
			赤堀町	赤堀町	-	-	-	-	-	
			東村	東村	-	-	-	-	-	
			境町	境町	-	-	-	-	-	
	渋川市		渋川市	渋川市	-	-	-	-	-	
			北橋村	北橋村	-	-	-	-	-	
赤城村			赤城村	-	○	-	-	-		
子持村			子持村	-	-	-	-	-		
小野上村			小野上村	○	○	○	-	全域		
伊香保町			伊香保町	-	○	○	-	-		
西部	多野郡	上野村	上野村	○	-	○	-	全域		
		神流町	万場町	万場町	○	○	○	○	全域	
			中里村	中里村	○	○	○	-	-	
	甘楽郡	下仁田町	下仁田町	小坂村 西牧村	○	○	○	-	全域	
		南牧村	南牧村	月形村 尾沢村	○	○	○	○	全域	
			甘楽町	甘楽町	-	-	-	-	-	
			高崎市	高崎市	-	-	-	-	-	
	高崎市		榛名町	榛名町	-	-	-	-	-	
			倉淵村	倉淵村	鳥淵村	-	-	○	-	○
			箕郷町	箕郷町	-	-	-	-	-	
			群馬町	群馬町	-	-	-	-	-	
			新町	新町	-	-	-	-	-	
			吉井町	吉井町	-	-	-	岩平村	-	
	藤岡市		藤岡市	藤岡市	日野村	-	日野村	○	○	
			鬼石町	鬼石町	三波川村	-	-	○	-	
	富岡市		富岡市	富岡市	-	-	-	丹生村	○	
			妙義町	妙義町	-	-	-	○	-	
	安中市		安中市	安中市	-	-	-	後閑村	○	
			松井田町	松井田町	坂本町 細野村	-	-	○	○	
	吾妻	吾妻郡	中之条町	中之条町	中之条町	沢田村	○	○	○	○
六合村				六合村	○	○	○	-	-	
長野原町			長野原町	○	○	○	○	○		
嬭恋村			嬭恋村	○	-	-	-	-		
草津町			草津町	-	-	-	-	-		
高山村			高山村	○	○	○	-	-		
東吾妻町		東吾妻町	東村	○	○	-	-	○		
岩島村 坂上村	吾妻町	岩島村 坂上村	○	○	○	○	○			
利根沼田	利根郡	片品村	片品村	○	○	○	○	○		
		川場村	川場村	○	-	○	○	○		
		昭和村	昭和村	-	-	-	-	-		
		みなかみ町	みなかみ町	月夜野町	-	○	○	-	-	
	沼田市		水上町	水上町	○	○	○	-	○	
			新治村	新治村	○	○	○	-	-	
			沼田市	沼田市	池田村	-	-	池田村	-	-
白沢村	白沢村	-	-	-	-	-				
利根村	利根村	東村 赤利根村	○	○	○	-	○			
東部	邑楽郡	板倉町	板倉町	-	-	-	-	-		
		明和村	明和村	-	-	-	-	-		
		千代田町	千代田町	-	-	-	-	-		
		大泉町	大泉町	-	-	-	-	-		
		邑楽町	邑楽町	-	-	-	-	-		
	桐生市		桐生市	桐生市	梅田村 飛駒村	○	-	-	○	
			新里村	新里村	-	-	-	-	-	
			黒保根村	黒保根村	○	○	○	-	-	
	太田市		太田市	太田市	-	-	-	-	-	
			尾島町	尾島町	-	-	-	-	-	
			新田町	新田町	-	-	-	-	-	
			藪塚本町	藪塚本町	-	-	-	-	-	
	館林市	館林市	-	-	-	-	-			
みどり市		東村	東村	○	○	○	-	-		
		笠懸町	笠懸町	-	-	-	-	-		
		大間々町	大間々町	福岡村	○	○	-	-		

※1 表中「過疎法」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法をいう。  
 ※2 表中「特定農山村法」とは、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律をいう。